

# 卷 末 資 料



# 1. 「都市計画・まちづくりに関する市民意向調査」について

## (1) 概要

【目的】 都市計画マスタープランを策定する上で、住民の「まち」に対する要望、意識等を把握し、今後のまちづくりに関する基礎的資料とすることを目的に実施しました。

【対象】 18歳以上の市民3,000人（住民基本台帳から年代別、男女別、地区別に無作為抽出）

【回収期間】 平成29年7月5日～7月31日

【方法】 郵送等による配布回収

【回収結果】 1,236通（回収率41.2%）

## (2) 調査結果（\*11～13頁に掲載された項目を除く。）

調査結果の概要は次のようになっています。

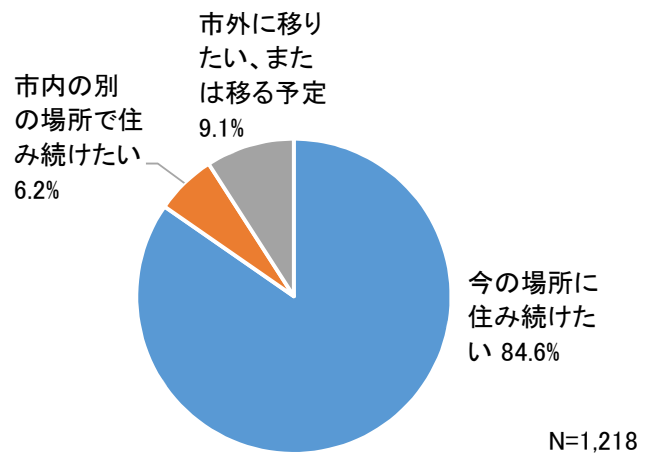
なお、無回答を除き、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

### ① 定住意識

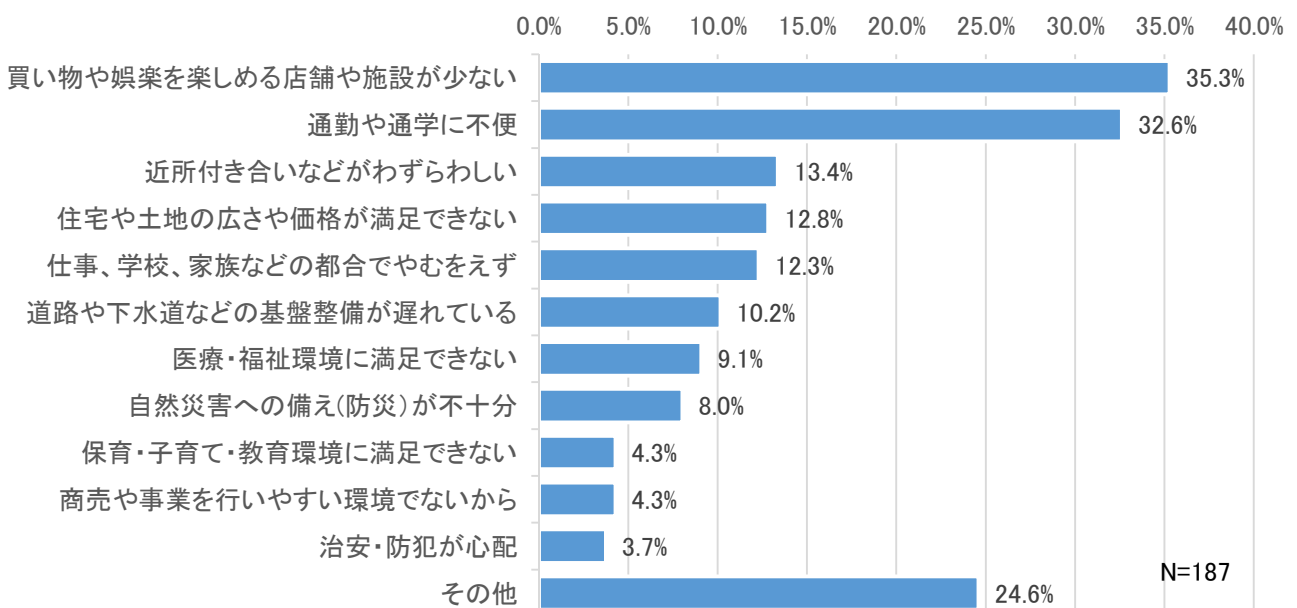
「今の場所に住み続けたい」が84.6%で最も多くなっています。

「市内の別の場所で住み続けたい」と合わせた回答率は90.8%で、回答者の大部分が市内への定住意識を持っています。

なお、「市内の別の場所で住み続けたい」あるいは「市外に移りたい、または移る予定」と回答した理由については、「買い物や娯楽を楽しめる店舗や施設が少ない」35.3%、「通勤や通学に不便」32.6%が多数となっています。



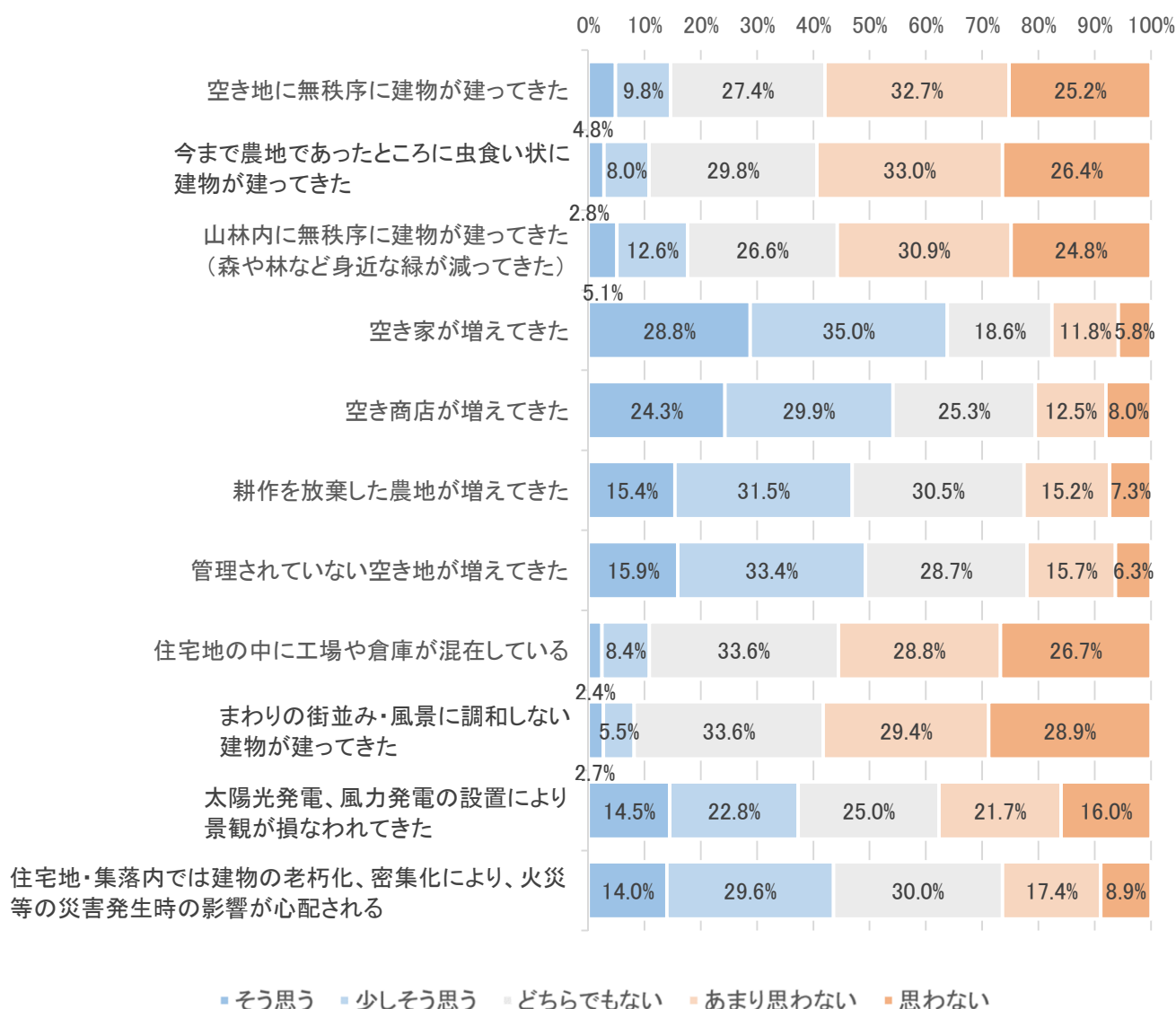
### ■別の場所に移りたい、または移る予定の理由



## ② 現在の土地・建物の状況について

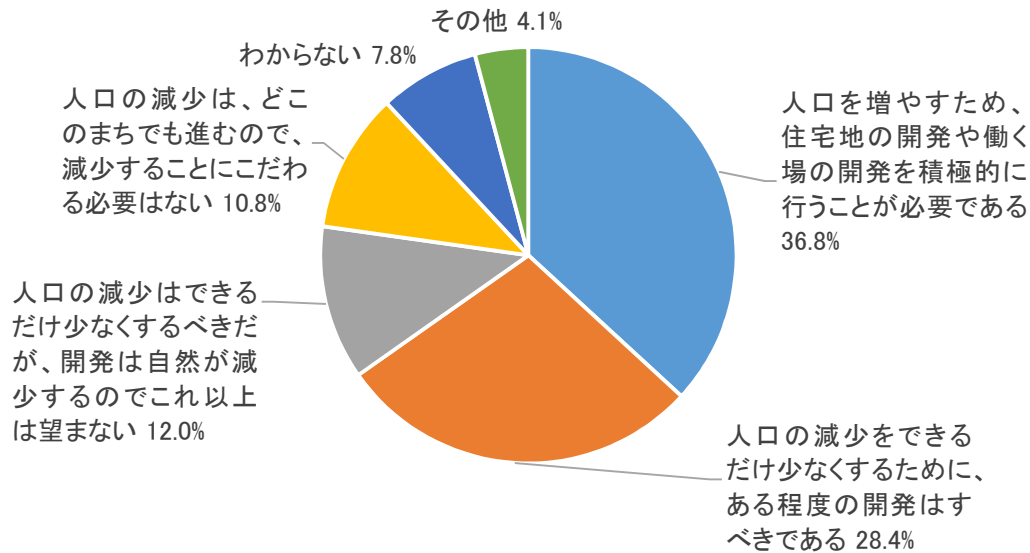
「そう思う」と「少しそう思う」を合わせると、「空き家が増えてきた」「空き商店が増えてきた」「耕作を放棄した農地が増えてきた」「管理されていない空き地が増えてきた」「住宅地・集落内では建物の老朽化、密集化により、火災等の災害発生時の影響が心配される」の割合が高くなっています。

また、空き地や空き家、空き商店、耕作放棄地が増加してきているものの、無秩序な建物立地は進んでいないという認識の回答が多いことがうかがえます。



### ③ 本市の人口減少に対する考え方

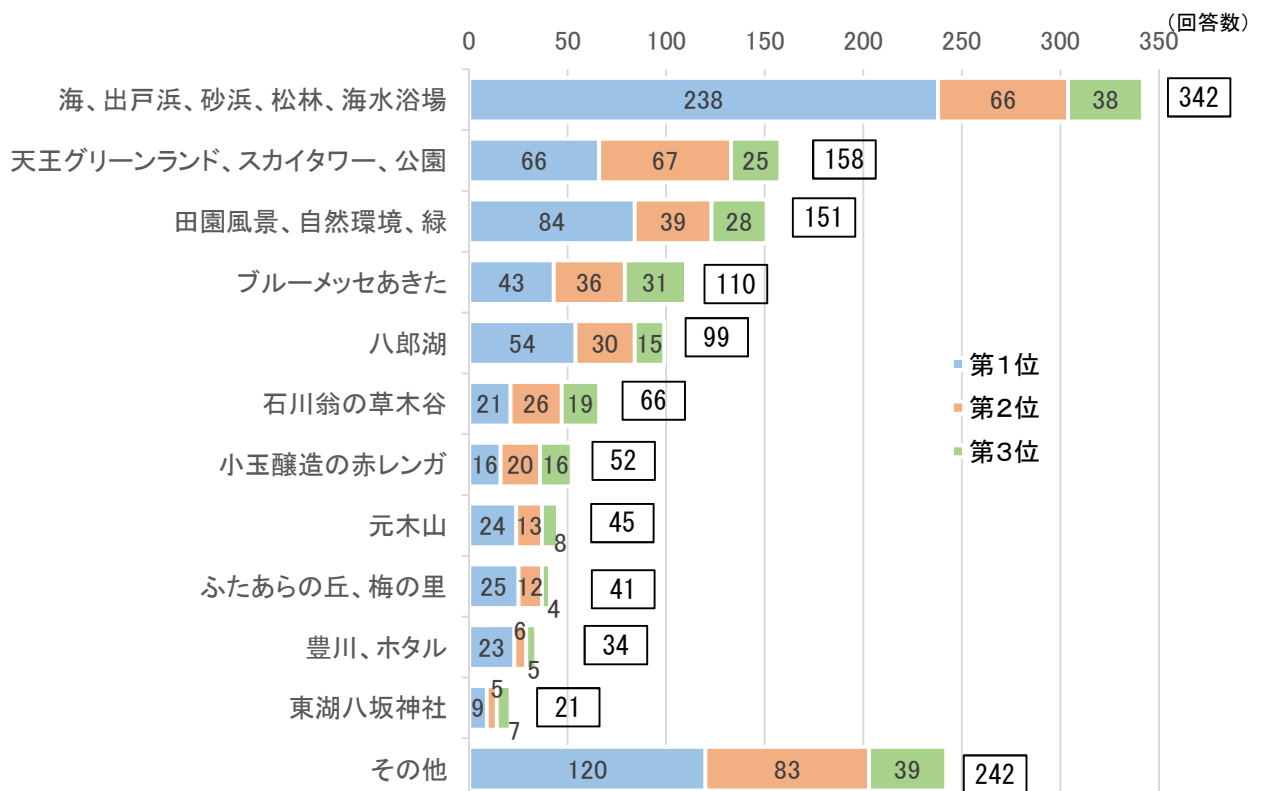
「人口を増やすため、住宅地の開発や働く場の開発を積極的に行うことが必要である」36.8%、「人口の減少をできるだけ少なくするために、ある程度の開発はすべきである」28.4%、「人口の減少はできるだけ少なくするべきだが、開発は自然が減少するのでこれ以上は望まない」12.0%の順に高い割合となっています。



N=1,208

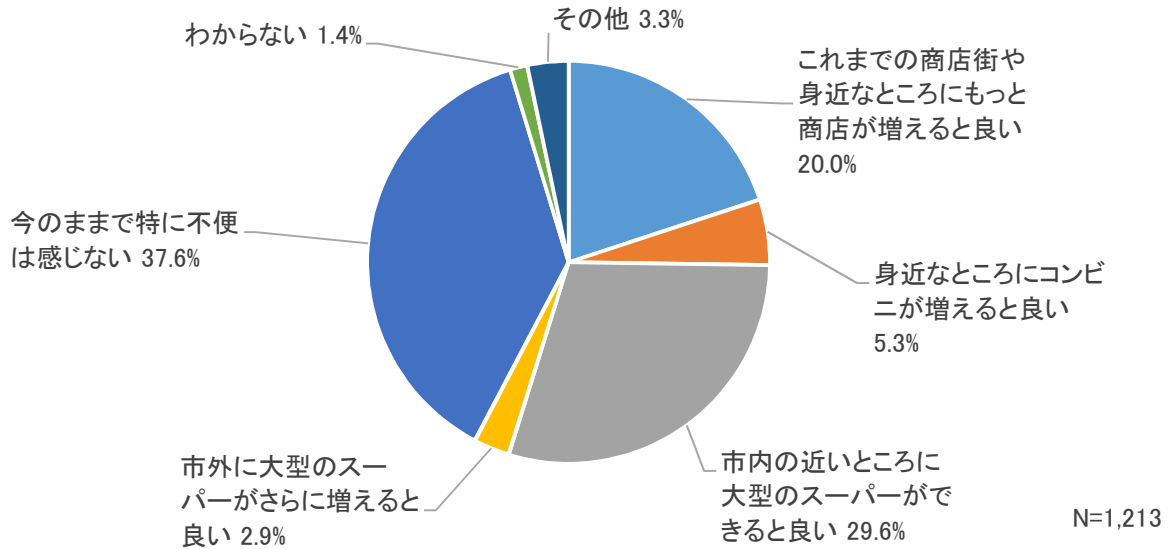
### ④ 将来残したい風景、子供達に残したい風景

「海、出戸浜、砂浜、松林、海水浴場」が最も多くなっており、次いで「天王グリーンランド、スカイタワー、公園」「田園風景、自然環境、緑」「ブルーメッセあきた」「八郎湖」が多くあげられています。



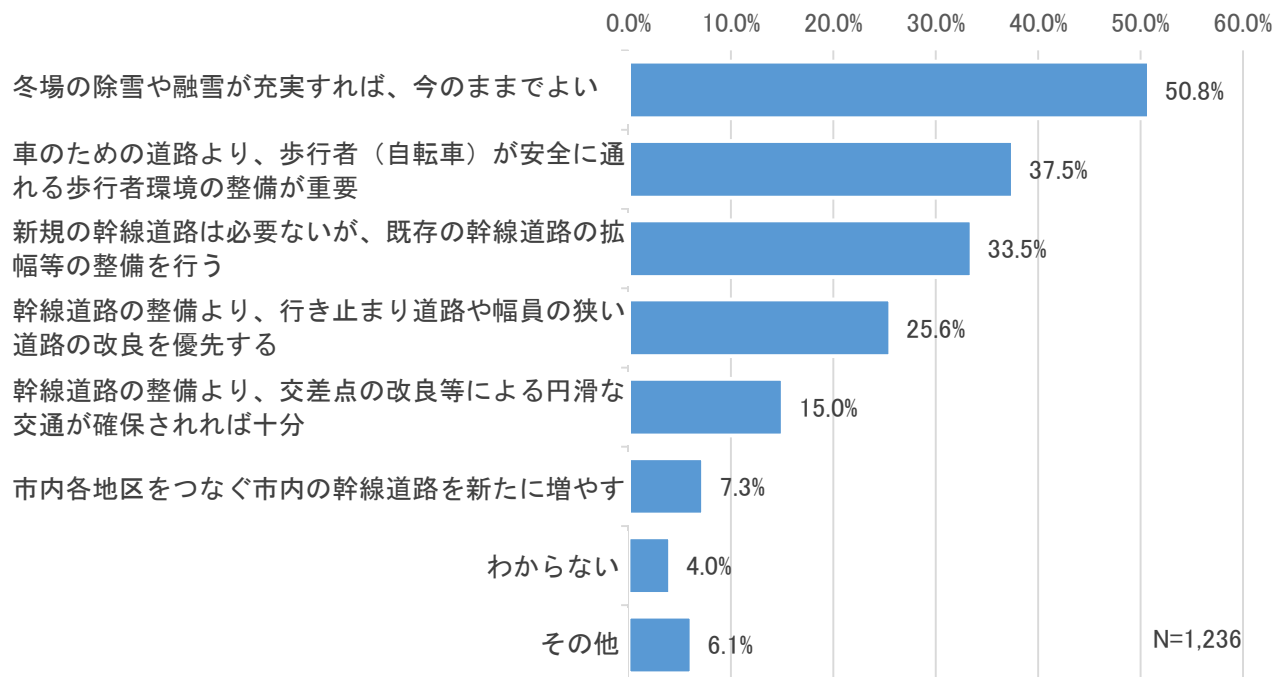
## ⑤ 普段の日用品の買い物について

「今のままで特に不便は感じない」の37.6%が最も高くなっていますが、一方で「市内の近いところに大型のスーパーができると良い」29.6%、「これまでの商店街や身近なところにもっと商店が増えると良い」20.0%も高い割合となっています。



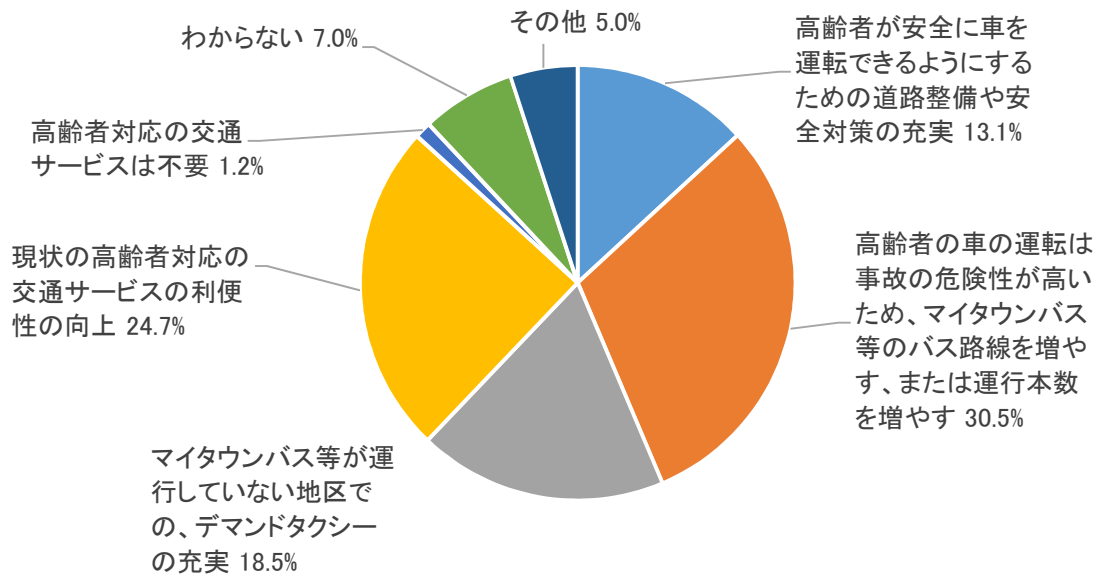
## ⑥ 今後の道路整備について

「冬場の除雪や融雪が充実すれば、今のままでよい」50.8%、「車のための道路より、歩行者（自転車）が安全に通れる歩行者環境の整備が重要」37.5%、「新規の幹線道路は必要ないが、既存の幹線道路の拡幅等の整備を行う」33.5%の順に高い割合となっています。



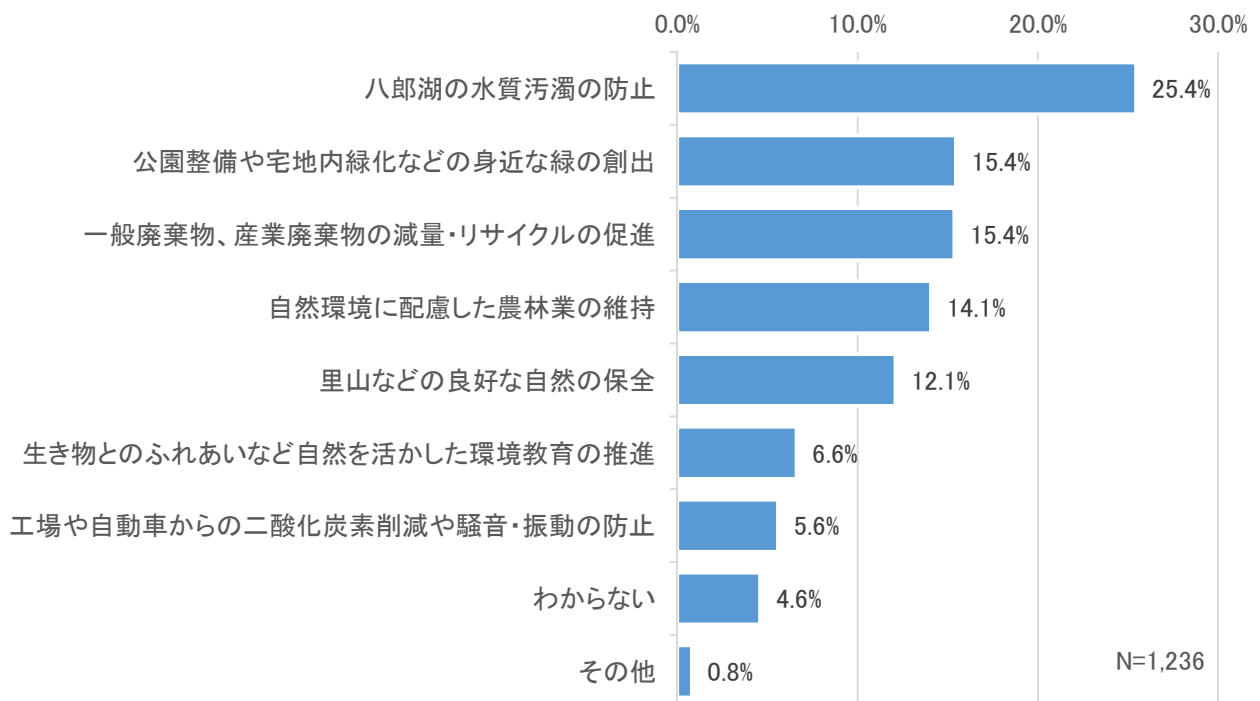
## ⑦ 高齢者が安心して暮らせるための交通のあり方について

「高齢者の車の運転は事故の危険性が高いため、マイタウンバス等のバス路線を増やす、または運行本数を増やす」30.5%、「現状の高齢者対応の交通サービスの利便性の向上」24.7%、「マイタウンバス等が運行していない地区での、デマンドタクシーの充実」18.5%の順に高い割合となっています。



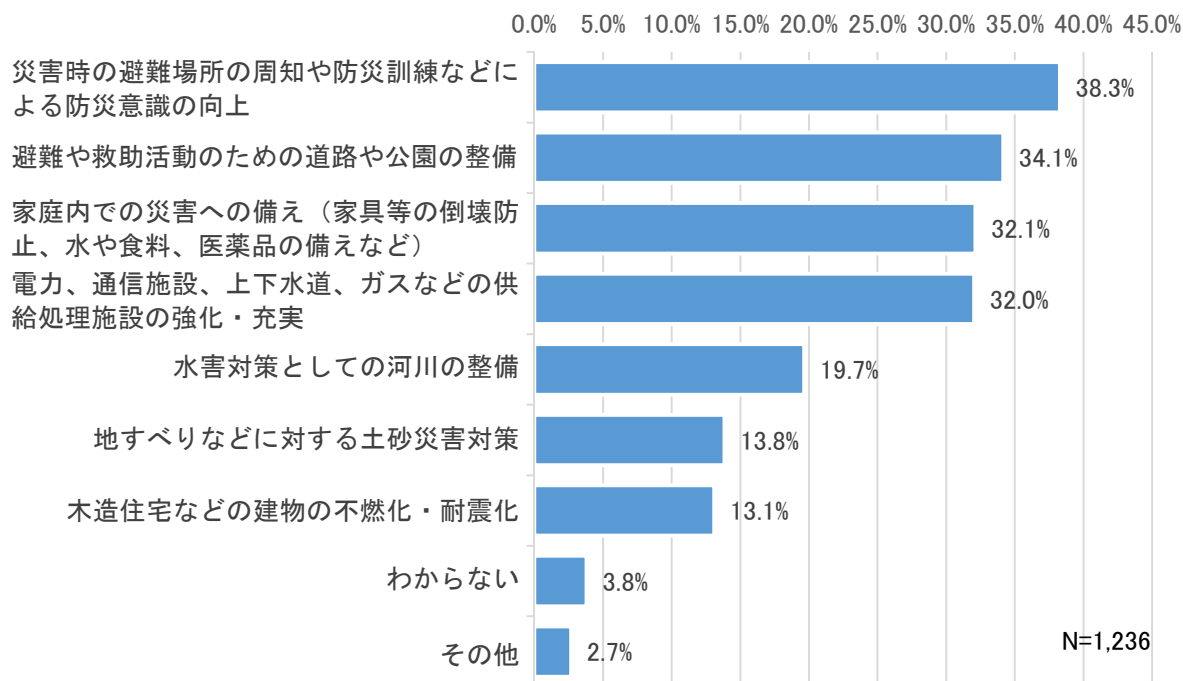
## ⑧ 今後の潟上市の環境対策について

「八郎湖の水質汚濁の防止」25.4%、次いで「公園整備や宅地内緑化などの身近な緑の創出」と「一般廃棄物、産業廃棄物の減量・リサイクルの促進」がともに15.4%となっています。



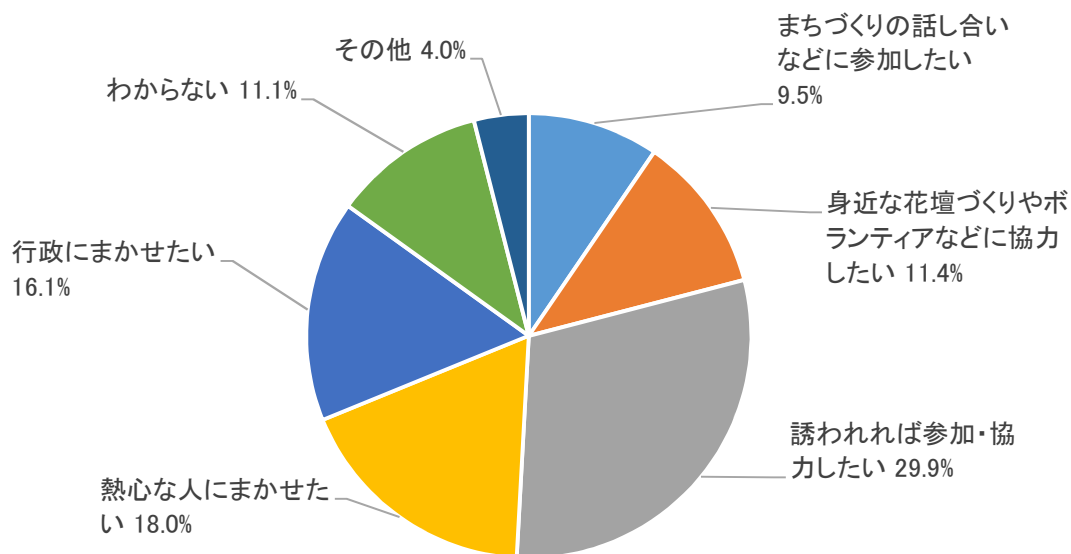
## ⑨ 今後の潟上市の自然災害対策について

「災害時の避難場所の周知や防災訓練などによる防災意識の向上」38.3%、「避難や救助活動のための道路や公園の整備」34.1%、「家庭内での災害への備え（家具等の倒壊防止、水や食料、医薬品の備えなど）」32.1%の順に高い割合となっています。



## ⑩ まちづくりに対する住民参加の意識

「誘われれば参加・協力したい」29.9%が最も高く、「熱心な人にまかせたい」18.0%、「行政にまかせたい」16.1%の順に高い割合となっており、消極的な傾向がうかがえます。





## 2. 用語解説

用語	解説
<b>あ 行</b>	
えいせいとし 衛星都市	大都市（母都市）の周辺に位置し、経済的・文化的関連を持ちながら、地域圏内の生活・サービスの供給や地域文化、地域コミュニティなどが形成された中小都市のこと。
<b>か 行</b>	
がいくこうえん 街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、面積は0.25ha、誘致距離250mを標準とする（旧児童公園）。
かいはつこうい 開発行為	主として、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。
がっぺいしよりじょうかそう 合併処理浄化槽	水洗便所排水と生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。なお、水洗便所排水のみを処理するものは単独処理浄化槽（みなし浄化槽）であり、その設置は平成12年に禁止されている。
かんせんどうろ 幹線道路	その地域の主要な地区を結び、道路網の骨格を形成する道路。高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般都道府県道など。
きせいしがいち 既成市街地	都市において、道路が整備され建物が連たんするなど、既に市街地が形成されている地域。
きょう どうろ 狭あい道路	幅員4メートル未満の道路のこと。
きょうどう 協働	同じ目的のために、対等の立場で協力して共に取り組むこと。
くいきくぶん 区域区分	都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分けること。線引きとも呼ばれる。
グリーンインフラ	グリーンインフラストラクチャーの略。自然環境が有する多様な機能（良好な景観形成、生物が生息する場の提供など）を活用した社会資本整備や土地利用のこと。
けいかんぎょうせいだんたい 景観行政団体	景観法に基づく景観施策を行う自治体をいう。市町村は、都道府県知事との協議・同意のもとに、景観行政団体になることができる。
こうきょうげすいどう 公共下水道	主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道。
こうきょうこうえきしせつ 公共公益施設	公共施設と公益施設を指す。「公共施設」とは、道路、公園、広場、緑地、水路等公共の用に供する施設で、「公益施設」とは、地域住民の共同の福祉又は利便のために必要な施設で、小・中学校、官公庁、図書館、公民館等をいう。
こうつうけっせつてん 交通結節点	鉄道とバス、鉄道と自転車などの乗り換えが行われる、バスターミナルや駅前広場などのように交通動線が集中する場所。
<b>さ 行</b>	
さいしゅうしょぶんじょう 最終処分場	リサイクルや中間処理できない廃棄物を最終処分（埋立）するための処分場のこと。廃棄物の種類により、一般廃棄物最終処分場と産業廃棄物最終処分場に分けられる。
さいせいかのう 再生可能エネルギー	再生することが可能な資源で、持続可能な方法で生産されるあらゆる形態のエネルギー。太陽光、水力、風力、地熱、海洋（潮力、波力、温度差）、バイオマスなど。

用語	解説
さとやま 里山	人が働きかけることで持続する二次的な自然で、原生的な自然と都市部の中間にあり、昔から人々が生活するために利用してきた山。
さんかく 参画	自発的かつ主体的に、市の政策の立案、実施、評価、見直しの各段階に加わること。
しがいかくいき 市街化区域	都市計画区域内で、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的にかつ計画的に市街化を図るべき区域として、都市計画法第7条第3項に基づいて計画決定された区域。
しがいかちょうせいいくいき 市街化調整区域	都市計画区域内で、市街化を抑制する区域として、都市計画法第7条第3項に基づいて計画決定された区域。
じしゅぼうさいそしき 自主防災組織	地域住民が協力して、「自分たちの地域は自分たちで守る」ために活動することを目的に結成する組織のこと。
しぜんてきとちりよう 自然的土地利用	田畑などの農林業的土地利用に、自然環境の保全を旨として維持すべき森林、原野、水面、河川、海浜などの土地利用を加えたものを指す。
していかんりしやせいど 指定管理者制度	地方自治体が所管する公の施設の管理や運営を、民間事業者を含む法人やその他の団体に委託することができる制度で、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図り、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられた。
じゅんとしけいかくいき 準都市計画区域	都市計画区域外において、積極的な整備又は開発を行う必要がないものの、一定の開発行為、建築行為等が現に行われ、又は行われると認められる区域を含む一定の区域で、そのまま土地利用を整理し、又は環境を保全するための措置を講じることなく放置すれば、用途の混在や不適切な農地の浸食、散発的な土地利用等将来における一体の都市としての整備、開発及び保全に支障が生じるおそれがある区域について、都道府県が広域の観点から土地利用の整理又は環境の保全が必要な区域について指定する。
しょうらいとしこうぞう 将来都市構造	将来の都市像の実現に向けて、都市の骨格となる道路網や都市空間を要素に、目指すべき都市の姿を分かりやすく表現するもの。
すいげんかんよう 水源涵養	森林の土壌が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定化させる機能。また、雨水が土壌を通過することにより、質を浄化させる機能を含む。
ストックヤード	分別収集された資源ごみ（びん、缶、ペットボトル等）、リサイクルセンター等で選別・圧縮された資源ごみやスラグを資源として有効利用するため、搬出するまで一時的に保管する施設。
せいかつ 生活サービス機能	診療所や介護施設、食料品や日用品を扱う商店、金融機関等の日常生活を支えるサービス機能。
せいぶつたようせい 生物多様性	遺伝子・生物種・生態系それぞれのレベルで、多様な生物が存在していること。環境省では、すべての生物の間の変異性をいうものと定義しており、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝的多様性」という3つのレベルの多様性があるとしている。
<b>た 行</b>	
ちいきしんりんけいかくたいしょう 地域森林計画対象区域	国が定める「全国森林計画」に即し、都道府県知事が民有林を対象に、5年ごとに10年を1期として定める森林の整備に関する計画を「地域森林計画」といい、その計画対象となる区域をいう。

用 語	解 説
ちくけいかく 地区計画	都市計画法に基づき、ある一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の実情に合ったよりきめ細かい規制を行う制度。その地区内で行われる建築行為などを規制・誘導し、良好な住環境のまちづくりを図る。
ほうしき デマンド方式	バスや乗合タクシー等が、利用者の要望に応じて機動的にルートを迂回したり、利用希望のある地点まで送迎する運行方式のこと。
としきのう 都市機能	都市が持つ都市としての機能を指し、例えば、電気や水道の供給、交通手段の提供、行政機能、商業・教育・観光の場としての機能が含まれる。
としきばんしせつ 都市基盤施設	道路や公園、上下水道など、都市におけるさまざまな活動を支える最も基本となる施設。
としけいかく 都市計画	都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地の開発等の計画のこと。
としけいかくくいき 都市計画区域	一体の都市として総合的に整備、開発し、及び保全する必要があるため、都市計画法第5条第1項に基づいて指定された区域。
としけいかくこうえん 都市計画公園	都市計画法に基づき、公園として都市計画決定された公園のこと。
としけいかくほう 都市計画法 だい じゅうだい ころ 第34条 第11号	市街化調整区域における開発許可基準。市街化区域に隣接又は近接し、一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域（概ね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域）を条例で指定し、周辺環境と調和する用途の建築物の建築等については許容するもの。
としけいかくほう 都市計画法 だい じゅう 第18条の2	<p>（市町村の都市計画に関する基本的な方針）</p> <p>第十八条の二 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。</p> <p>2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。</p> <p>4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。</p>
とししせつ 都市施設	都市計画法に定める道路・鉄道などの交通施設、公園・緑地などの公共空地、上水道・下水道などの供給処理施設、医療施設、教育文化施設、社会福祉施設、住宅施設などの施設の総称。
としてきとちりよう 都市的土地利用	主として、都市における生活や活動を支えるため、人為的に整備、開発された住宅地、工業用地、事務所・店舗用地、一般道路等による土地利用のことを指す。
どしゃさいがいけいかくくいき 土砂災害警戒区域	土砂災害のおそれのある区域を、都道府県知事が、関係市町村長の意見を聴いて土砂災害警戒区域として指定。関係市町村は、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報伝達及び警戒避難体制の整備を図る。
な 行	
のうぎょうしゅうらくはいすい 農業集落排水	農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする地域を含む）内の農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理するための施設。

用 語	解 説
のうしんのうようち 農振農用地	「農業振興地域」内の「農用地区域」のこと。「農業振興地域」は、今後おおむね10年以上にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域で、国の農業振興地域整備基本指針に基づき都道府県知事が指定する。「農用地区域」は、農業振興地域内で集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地など、生産性の高い農地等農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地をいう。
<b>は 行</b>	
パブリック・コメント	市の基本的な政策等の策定にあたり、案を公表し、その趣旨や目的、内容等に対する市民等からの意見及び情報の提供を受けた後、それに対する市の考え方等を公表する一連の手続きのこと。
バラ <sup>だ</sup> 建ち	広範な都市化現象に伴い、開発に適さない地域において行われる単発の開発。農地、山林等が蚕食的に宅地化されることによる無秩序な市街地拡散現象（スプロール現象）の原因となる。
P F I	Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経済能力及び技術的能力を活用して行う手法。国や地方公共団体等が直接実施するよりも、効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について実施される。
ほあんりん 保安林	水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するために、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が制限される。
<b>や 行</b>	
ゆうりょうのうち 優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備等を行ったことによって生産性が向上した農地等、良好な営農条件を備えた農地をいう。例えば、20ha以上の集団的な農地や農業水利施設の整備等を実施した農地等は、農地法や農業振興地域の整備に関する法律により、優良な農地として、原則として農地の転用を認めないこととされている。
ようと じゅんか 用途の純化	地域の特性に応じて、住宅、業務、商業、工業の各施設の混在を抑制し、適切な都市環境の実現を図ること。
<b>ら 行</b>	
ランドマーク	ある地域の目印となる象徴的な景観要素。歴史的ないし象徴的な建造物、橋、塔、坂、樹林（巨木）など、地域の特徴的要素がこれに当たることが多い。



## 第2次潟上市都市計画マスタープラン

令和2年3月

**秋田県潟上市 産業建設部 都市建設課**

〒010-0201 秋田県潟上市天王字棒沼台 226-1

TEL : 018-853-5337 FAX : 018-853-5280

URL : <http://www.city.katagami.lg.jp/>